

福知山公立大学試験規程

(目的)

第1条 この規程は学則第26条第1項に基づき、試験について必要な事項を定める。

(種類)

第2条 本学の試験の種類は、定期試験、レポート試験及び追試験とする。

2 定期試験は学年暦に示された試験期間中に行う試験とし、実施方法は筆記試験、実技試験、Web試験とする。

3 レポート試験は学期末に課されるレポートとする。

(試験の時期)

第3条 定期試験の日程及び実施方法は、事務局が各担当教員に確認し、学生に公示する。

2 定められた定期試験の他、各科目担当教員は授業中適宜試験を行うことができる。

3 追試験は必要に応じ、随時実施するものとする。

(受験資格)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は定期試験の受験が認められない。

(1) 当該科目について所定の履修手続きをしていない者。

(2) 所定の学費が未納の者。ただし、延納許可を受けている者を除く。

(3) 受験すべき当該科目における出席回数が、各科目担当者の設ける基準を満たさない者。

(4) 学生証を所持していない者。

(5) その他、各担当教員が受験を許可しない者。

2 前項第3号、および第5号における受験資格の有無は、当該科目担当教員の責任において認定されるものとする。

(追試験)

第5条 やむを得ない理由によって定期試験を欠席した者のうち、追試験の受験を希望する者は、当該試験の終了後、定められた期間内に、追試験受験願に必要な証明書類を添えて事務局に届け出るものとする。

2 追試験は、前項の届出が次に掲げる事由に該当するもので、学部長が認めた場合に、実施することができる。

(1) 自己の責めによらない不慮の事故（公的証明書を要する）

(2) 公欠の場合（各種証明書を要する）

(3) 病気または負傷（医師診断書を要する）

(4) 就職活動（証明となる書類）

(5) その他、学部長がやむを得ないと判断した場合（理由に基づく証明となるもの）

3 追試験の実施が決定した場合、当該科目の担当教員は速やかに実施するものとする。

4 単位の評価は学則第26条第2項を適用する。

5 受験が認められた追試験を受験しなかった場合は、理由の如何を問わず追試験の受験を再度願い出ることはできない。

(不正行為)

第6条 第2条第1項に定める定期試験、追試験における不正行為に関する事項については定期試験等実施細則に定める。

(試験実施方法)

第7条 試験の実施に際して必要な事項は定期試験等実施細則に定める。

(その他)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第7条に規定する再試験については、平成28年3月31日に成美大学に在籍し、平成28年4月1日以降も引き続き本学に在籍する者にのみ適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。